

プロジェクト リース

項目 表示及び注記（四半期財務諸表における注記事項）

I. 本資料の目的

1. 本資料では、リース会計基準等の改正が四半期財務諸表に係る注記事項に与える影響を検討することを目的としている。

II. 事務局提案の要約

2. 本資料における事務局提案は、以下のとおりである（本資料第 12 項参照）。

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）の改正は行わない。すなわち、四半期会計基準にリースに関する注記事項の定めは追加しない。

III. 四半期財務諸表における注記事項の検討

四半期会計基準における開示の定め

3. 四半期会計基準第 1 項は、「本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。」としており、四半期財務諸表におけるリースに関する注記事項について新たな定めを置く場合、四半期会計基準の改正が必要となる。

（注記事項）

4. 四半期会計基準第 55 項は、次のとおり、四半期財務諸表における注記事項に係る基本的な考え方として、四半期財務諸表が年度の財務諸表や中間財務諸表と比較して開示の迅速性が求められていることから、中間財務諸表よりも注記事項及び注記内容の簡略化を図ることとし、前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項を注記事項として定めることとしている。

注記事項

（基本的な考え方）

55. 注記事項については、遅くとも 45 日以内での開示が求められることを前

提にして、中間作成基準や国際的な会計基準あるいは米国 SEC 規則も参考にして検討を行った。

検討の結果、四半期財務諸表が年度の財務諸表や中間財務諸表と比較して開示の迅速性が求められていることや、最近の情報通信技術の発達に伴って過去に公表された財務諸表の入手が容易になったことを踏まえ、中間財務諸表よりも注記事項及び注記内容の簡略化を図ることとし、前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項を注記事項として定めることとした（第 19 項及び第 25 項参照）。四半期財務諸表の注記を行う上での重要性については、年度の業績予測に資する情報を提供するという観点から、年度における注記事項との整合性を考慮して判断できるものと考えられる。なお、本会計基準で定めた項目は、最小限の項目を掲げており、個々の企業集団又は企業が事業内容や事業形態を踏まえ、これを上回る開示を行うことを妨げるものではない。

55-2. 2011 年（平成 23 年）改正会計基準では、注記事項についても簡素化の検討を行った。個々の注記事項の検討にあたっては、注記事項に関する従来の基本的な考え方を踏襲することを確認した上で、国際会計基準(IAS)第 34 号「中間財務報告」における注記事項も参考にしつつ、財務諸表作成者の作成負担と財務諸表利用者の開示ニーズとを勘案した。(・・・)

5. 具体的な注記事項は、四半期会計基準第 19 項が四半期連結財務諸表について、同第 25 項が四半期個別財務諸表について定めており、四半期連結財務諸表と四半期個別財務諸表における注記事項の違いは連結に関するものに限定している。
6. 四半期会計基準第 19 項及び同第 25 項は、連結範囲の重要な変更、重要な会計方針について変更を行った場合のその内容、理由及び影響額、セグメント情報、収益の分解情報、季節的変動がある場合の状況等の具体的な注記項目に加え、「企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」を注記項目として定めている（詳細は別紙参照）。後者は、企業にとって開示の対象となる会計事象や取引は、業種・業態によって様々であり、同一の企業であっても、時々において予期し得ない事態が起こり得るため、個別の注記事項の定めのみでは財務諸表利用者が適切に判断できない場合があることを想定したものである¹。現行基準のもとでは、リースに関する注記は具体的な注記項目として定めていないが、リースが「企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」に該当する場合に注記を求めることとしている。

¹ 四半期会計基準第 67 項

(表示科目)

7. 四半期財務諸表の表示科目は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる²。この定めは、米国 SEC 規則での取扱いを参考して、主要な科目について独立掲記した上で、その他の科目は集約して記載できることとしたものである³。

IFRS 会計基準における定め

8. 四半期財務諸表に係る開示については、IAS 第 34 号「期中財務報告」（以下「IAS 第 34 号」という。）によることとなる。IAS 第 34 号では、直近の年次報告期間の末日後の企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象及び取引についての説明を含めなければならないとされている。IAS 第 34 号には、重要である場合に開示が求められる網羅的ではないリスト（IAS 第 34 号第 15B 項）と、要求される開示項目の定め（IAS 第 34 号第 16A 項）があり、いずれの定めにおいても、具体的にリースに言及する項目はない。なお、IFRS 第 16 号の公表時に IAS 第 34 号の改正は行われていない。

15 企業は期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日後のその企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象及び取引についての説明を含めなければならない。それらの事象及び取引に関連して開示する情報は、直近の年次財務報告書に表示された関連する情報を更新しなければならない。

15B 以下は、重要である場合には開示が求められる事象及び取引のリストである。このリストは網羅的なものではない。（・・・）

16A 第15項から第15C項に従った重要な事象及び取引の開示に加えて、企業は、次の情報を期中財務諸表の注記又は期中財務報告書の他の箇所に記載しなければならない。

(a) 期中財務諸表において直近の年次財務諸表と同じ会計方針と計算方法を採用している旨、又は、それらを変更している場合には、その変更の内容及び影響の説明

(b) 期中の営業活動の季節性又は循環性についての説明的コメント

(c) 資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項

² 四半期連結財務諸表については第 17 項、四半期個別財務諸表については第 23 項において同様の定めを置いている。

³ 四半期会計基準第 53 項

で、その性質、規模又は頻度から見て異例な事項の内容及び金額(・・・)

米国基準における定め

9. 米国基準においては、リースに関連する四半期財務諸表の注記について Topic 270「期中報告」(以下「Topic 270」という。)により、次の貸手のリース収益の内訳の注記が期中でも求められている⁴。

- (1) ファイナンス・リースの貸手における販売損益及び受取利息相当額
- (2) オペレーティング・リースの貸手におけるリース料
- (3) リース債権の測定に含まれていない変動リース料

事務局による分析及び提案

10. 改正リース会計基準等ではこれまでの議論で IFRS 第 16 号の注記事項を取り入れる形で下表の注記事項を提案している。また、注記項目の性質に応じて次のとおり分類することを提案している⁵。下線は、現行のリース会計基準等においては注記を求めている項目であり、改正による追加項目となる。

	借手の注記	貸手の注記	単体注記
会計方針の注記	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>契約全体についてリースを構成する部分として会計処理する選択</u> ・ <u>指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する例外的な取扱い</u> 	—	省略可(*1)

⁴ ASC 270-10-50-6A 項

⁵ 第 122 回、第 123 回及び第 124 回リース会計専門委員会(2022 年 10 月 24 日、11 月 8 日及び 11 月 22 日開催)並びに第 490 回及び第 491 回企業会計基準委員会(2022 年 11 月 7 日及び 11 月 21 日開催)で聞かれた意見についての対応は下記の表に反映していないため、これらの委員会で聞かれた意見に対する対応を行う場合は、四半期財務諸表における注記の取扱いについても、適宜対応を行うことを予定している。

<p>区分表示の定めに対する補足情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用権資産及びリース負債の残高</u> ・ <u>リースに係る損益（表示科目別の減価償却費、リース負債にかかる利息費用）</u> 	<p>（ファイナンス・リースの貸手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>販売損益</u> ・ <u>リース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額</u> <p>（オペレーティング・リースの貸手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オペレーティング・リースに係る収益（指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益を除く）</u> 	<p>注記する</p>
<p>リース特有の取引に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>短期リースに係る費用</u> ・ <u>リース負債に含めていない変動リース料に係る費用</u> ・ <u>セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益及び主要な条件</u> ・ <u>サブリース</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>サブリースによる収益</u> ➢ <u>中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引の損益</u> ➢ <u>利息控除前の金額で計上した転リース取引のリース債権又はリース投資資産とリース負債の額</u> ・ <u>指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する例外的な取扱いを選択した場合のリース負債の額</u> 	<p>（ファイナンス・リースの貸手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リース債権のうち、リース料債権部分（利息相当額控除前）及び受取利息相当額</u> ・ <u>リース投資資産のうち、リース料債権部分及び見積残存価額（各々、利息相当額控除前）並びに受取利息相当額</u> ・ <u>リース債権及びリース投資資産に含めていない変動リース料に係る収益</u> <p>（オペレーティング・リースの貸手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益</u> 	<p>省略可 (*2)</p>
<p>当期及び翌期以降のリースの金額を理解する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額</u> ・ <u>使用権資産の増加額</u> 	<p>（ファイナンス・リースの貸手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リース債権の残高の重要な変動がある場合のその内容</u> ・ <u>リース投資資産の残高の重要な変動がある場合のその内容</u> 	<p>省略可 (*2)</p>

ための情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ リース債権及びリース投資資産の回収予定額 (オペレーティング・リースの貸手) ・ オペレーティング・リースに係るリース料の回収予定額
--------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(*1) 連結財務諸表を作成している場合、単体財務諸表において連結財務諸表における記載を参照することができる。

(*2) 連結財務諸表を作成している場合、単体財務諸表において注記を要しない。

11. 四半期会計基準は、開示の迅速性の制約のもと、前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項を最小限の注記事項として定めることとし、個々の企業が事業内容や事業形態を踏まえ、これを上回る開示を行うことを妨げるものではないことを注記事項の基本的な考え方としている。この基本的な考え方に基づき、「企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」を注記項目として定めている。四半期における改正リース会計基準等における注記事項の検討については、四半期会計基準におけるこの定め方を基礎として、四半期会計基準により現在要求されている個別の具体的な注記事項の項目も考慮し、注記分類ごとに検討を行うこととする。

(1) 会計方針の注記

四半期会計基準では、「重要な会計方針の注記」は変更を行った場合にのみ注記を求めている。リースに関する会計方針は、一律に「重要な会計方針」には該当しないと考えられるものの、リースとしての注記としては有用なものをリース会計基準等において注記を求めるものである。リースに関する会計方針が重要な会計方針に該当する場合の当該会計方針の変更は、現行の四半期会計基準において注記の対象となる。また、重要な会計方針に該当しない場合の当該会計方針の変更が企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要な事項となる場合には、四半期会計基準においてその他の事項として注記が求められる。したがって、リースに関する会計方針の注記について、四半期会計基準の注記事項の定めを追加しないことが考えられるかどうか。

(2) 区分表示の定めに対する補足情報

「区分表示の定めに対する補足情報」は、貸借対照表及び損益計算書において区分表示を行わない場合に注記の記載を求めることを提案するものである。四半期会計基準においては、四半期財務諸表の表示科目について、主要な科目について独立掲記

を求め、その他の科目は集約できることとしている。主要な科目を決定する際には、金額の多寡のみではなく、財務諸表利用者が意思決定を行う上で重要であるか否かにより判断することとしており⁶、四半期財務諸表において表示又は注記を行う科目は四半期会計基準において判断されるため、リースに関する区分表示の定めに関する補足情報について、四半期会計基準の注記事項の定めを追加しないことが考えられるかどうか。

貸手における「区分表示の定めに対する補足情報」の注記項目は、Topic 270 におけるリース収益の内訳項目となる。米国会計基準の期中報告のみで求められる注記を求めないことは、リース会計基準等の改正による財務諸表作成者のコストの増加を考慮し、IFRS 会計基準を超えた注記を求めていないこれまでの提案と整合する。特に貸手については、基本的に改正を行わないことを基本方針としており、開発の基本方針とも整合している。

- (3) 「リース特有の取引に関する情報」及び「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」

これらの情報は、基本的に国際的な会計基準においても期中における注記が求められていない項目である。⁷これらの情報は定量的な情報の注記であり、変動リース料やセール・アンド・リースバック取引等、前年度と比較して著しい変動が生じる場合でこれらの変動が企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要な事項となる場合には、四半期会計基準においてその他の事項として注記が求められることとなる。したがって、「リース特有の取引に関する情報」及び「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」について、四半期会計基準の注記事項として追加しないことが考えられるかどうか。

12. 前項での検討のとおり、リースに関する注記事項については、現行の四半期会計基準における注記の一般的な定めによることとし、四半期会計基準及び四半期適用指針にリースに関する注記事項の定めは追加せず、したがって四半期会計基準及び四半期適用指針の改正は行わないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局の提案する四半期財務諸表における注記事項の提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

⁶ 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）第 104 項

⁷ 貸手の変動リース料に係る収益は、Topic 270 におけるリース収益の内訳として注記が求められているが、当該注記を求めないことについては「区分表示の定めに対する補足情報」において検討。

別紙 関連する会計基準

企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」

四半期連結財務諸表の作成基準

開示

四半期連結財務諸表の科目の表示

(科目の集約記載)

17. 四半期連結財務諸表の表示方法は、年度の連結財務諸表に準じる。ただし、四半期連結財務諸表における個々の表示科目は、当該四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。

注記事項

19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。
- (1) 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行った場合には、その旨及びその理由
 - (2) 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額
 - (2-2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(2)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。
 - (3) 当年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(2)又は(4-2)の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由
 - (3-2) 前年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期連結財務諸表と、前年度に開示した四半期連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨
 - (4) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額
 - (4-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額
 - (5) (削除)
 - (6) 四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容
 - (7) セグメント情報等に関する事項
 - ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高

- ② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要
- ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要
- ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容
- ⑤ 当年度の第2四半期以降に④の変更があった場合には、第2四半期会計期間以降に変更した理由
- ⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項

なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。

- ⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要
- ⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要

(7-2) 収益の分解情報に関する事項

- ① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報
- ② ①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報
 - ①及び②の事項は、(7)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。

- (8) 1株当たり四半期純損益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎

(9) (削除)

(10) (削除)

(11) (削除)

(12) 配当に関する事項

(13) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由

(14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内

容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

- (15) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況
- (16) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務
- (17) 重要な企業結合に関する事項
 - ① 取得とされた重要な企業結合
企業結合の概要、四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要
 - ② (削 除)
 - ③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成
企業結合の概要、実施した会計処理の概要
- (18) 重要な事業分離に関する事項
事業分離の概要、実施した会計処理の概要、四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
- (19) 四半期連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象
- (20) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係。ただし、第5-2項に従い、第1四半期及び第3四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。
- (20-2) 第5-2項に従い、第1四半期及び第3四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。
- (21) 企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項
- (22) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額

四半期個別財務諸表の作成基準

開 示

四半期連結財務諸表の科目の表示

(科目の集約記載)

- 23. 四半期個別財務諸表の表示方法は、年度の個別財務諸表に準じる。ただし、四半期個別財務諸表における個々の表示科目は、当該四半期個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。

注記事項

25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額
- (1-2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。
- (2) 当年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(1)又は(3-2)の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由
- (2-2) 前年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期個別財務諸表と、前年度に開示した四半期個別財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨
- (3) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額
- (3-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額
- (4) (削除)
- (5) 四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容
- (5-2) セグメント情報等に関する事項
 - ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高
 - ② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要
 - ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要
 - ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容
 - ⑤ 当年度の第2四半期会計期間以降に④の変更があった場合には、第2四半期以降に変更した理由
 - ⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項

なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。

- ⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要
- ⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要

(5-3) 収益の分解情報に関する事項

- ① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報
- ② ①に従って開示する収益の分解情報と、(5-2)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報

①及び②の事項は、(5-2)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。

- (6) 1株当たり四半期純損益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎
- (7) (削除)
- (8) (削除)
- (9) (削除)
- (10) 配当に関する事項
- (11) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由
- (12) 四半期会計期間の末日に継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。
- (13) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況
- (14) 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額
- (15) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務
- (16) 重要な企業結合に関する事項
 - ① 取得とされた重要な企業結合
 - ア 企業結合の概要、四半期個別損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要
 - イ 取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の四半期個別貸借対照表及び四半期個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額
 - ② (削除)

- ③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成
企業結合の概要、実施した会計処理の概要
- (17) 重要な事業分離に関する事項
事業分離の概要、実施した会計処理の概要、四半期個別損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
- (18) 四半期個別財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象
- (19) 四半期個別キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期個別貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係。ただし、第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。
- (19-2) 第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。
- (20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項
- (21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額

以上